

匿名化に関する検討事項(案)

検討に当たっての前提となる考え方の整理

○個人情報の第三者提供について

本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること(オプトアウト)としている場合であつて、次の4項目を予め本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている時は、本人の同意なく、第三者提供できるとされている。

- ・第三者提供を利用目的とすること。 ・第三者に提供される個人データの項目。
- ・第三者提供の手段・方法。 ・オプトアウトすること。

(第23条2項)

→ 目的、手段の明確化、オプトアウトの提供により、匿名情報にせずとも、個人情報の第三者提供は可能。

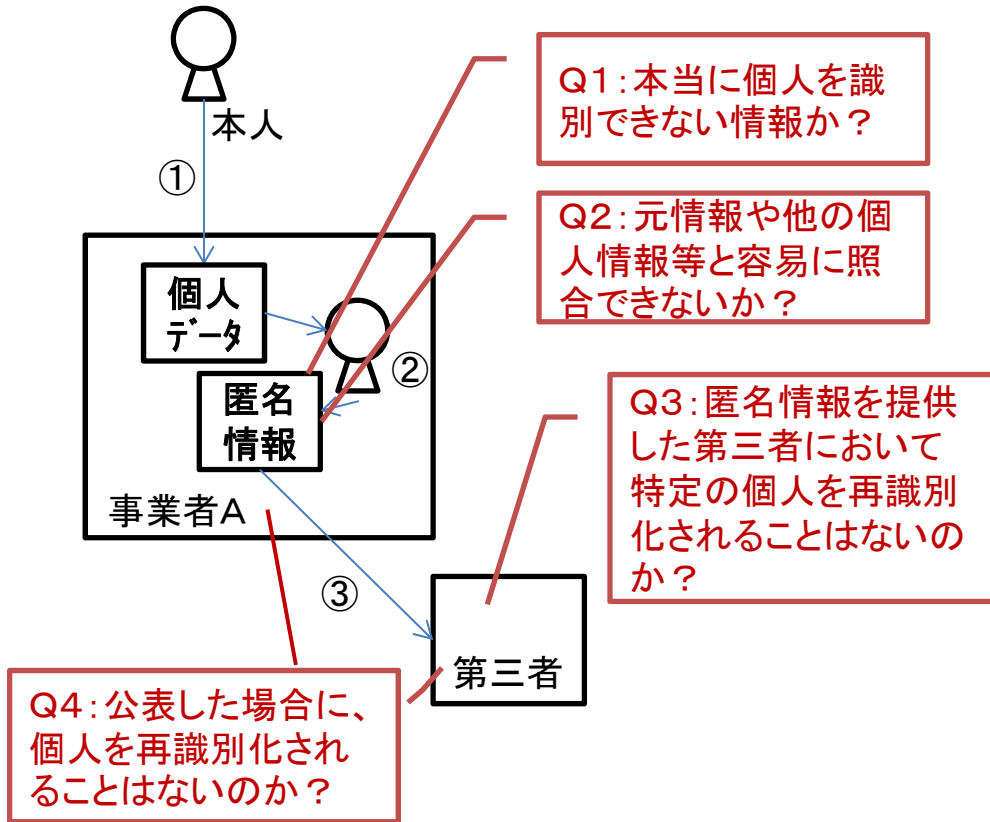
○では、なぜ匿名情報を活用するのか。

→ 特定の個人を識別できない情報(非個人情報)とすることで、その場合に限って、個人情報保護法の枠組外でのデータの利活用が可能となる。

しかしながら、匿名化技術を適用した情報については、特定個人識別性が完全に失われてはいないが、その特定性を低減することが可能となる場合があり、これらの情報の取扱いに留意すべき。

匿名情報の第三者提供の類型及び課題

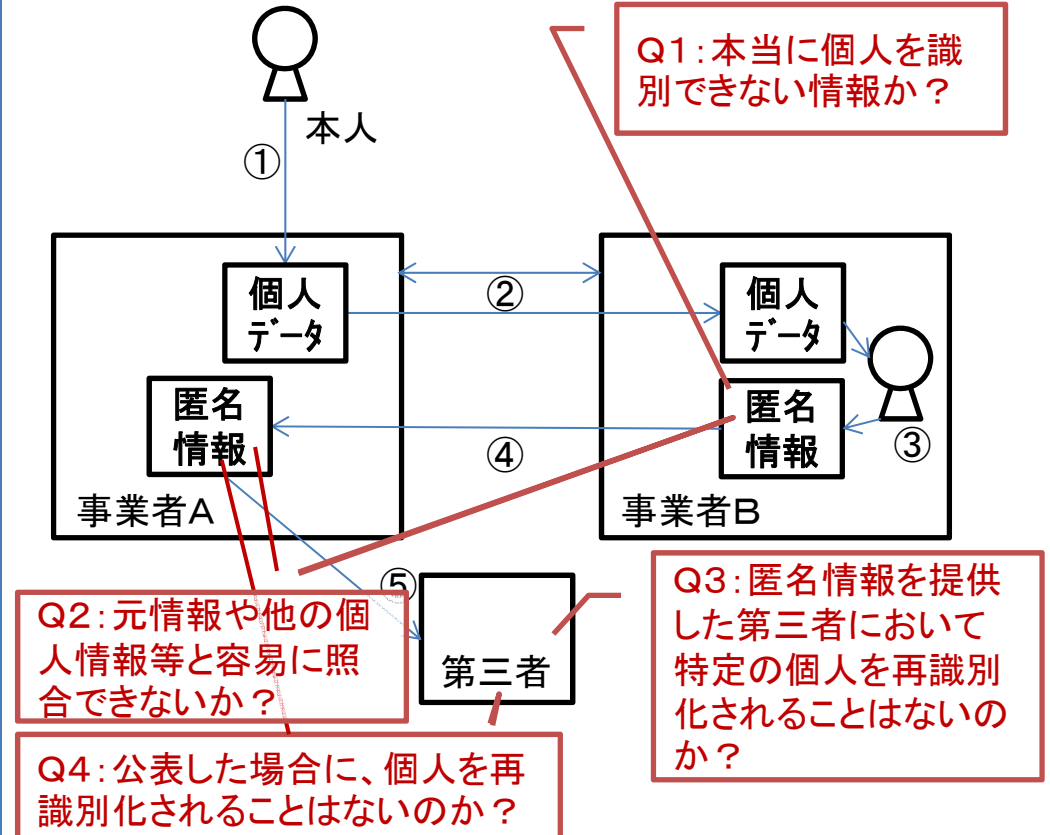
A. 1社完結型の個人情報利活用(例)



- ① 利用目的を特定し、個人情報を取得する(第15条1項)。
- ② 個人データの匿名化措置等を施す。
- ③ 匿名化した情報を第三者へ提供する。

例: NTTドコモ モバイル空間統計
KDDI・コロプラ「観光動態分析の実証実験」

B. 委託型の個人情報利活用(例)



- ① 利用目的を特定し、個人情報を取得する。(第15条1項)
- ② 事業者Aは、事業者Bと利用目的の達成に必要な範囲内での個人データの処理に係る委託契約を締結して提供。(第23条4項1号)
- ③ 事業者Bは、事業者Aの監督のもと、個人データを処理する。(第22条) 必要に応じて、匿名化措置等を施す。
- ④ 事業者Bは、事業者Aに成果物を納品する。
- ⑤ 事業者Aは、匿名化した情報を第三者へ提供する。

例: スマートフォンのカメラで撮影した肌画像から、シミ・毛穴・色の状態を測定する機能をクラウドで提供するサービス

WGでの議論のポイント①

Q1: 本当に個人を識別できない情報か？

①どの程度の加工を施せば、特定の個人を識別できない「匿名情報」となるのか。

- 特定の個人を識別できない「匿名情報」への加工を実現する手段として、どういった匿名化技術があるか。
- 各匿名化技術について、どの程度の処理を行えば「匿名情報」となるか、体系的な整理は可能か。
- 特定の個人を識別できない「匿名情報」とは言えないが、匿名化技術を適用することにより個人の特定可能性を低減した情報の取扱いを検討すべきではないか。

②特定の個人を識別できない「匿名情報」となるよう、適切なデータ加工が施されていることをどのように担保するのか。

- データの処理を行う事業者自身が匿名情報に関する情報(適用した匿名化技術、対象とした個人データの項目、再識別化テスト結果、PIA結果等)を公表すれば十分か。
- データの処理を行う事業者以外の者が、適切な匿名化処理を行っていることを確認すれば良いのか。

(参考)

- ✓ 統計法では、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとする場合には、統計委員会の意見を聞かなければならないとされている。
- ✓ 米国HIPAA法では、統計学者から個人特定のリスクが低いという専門的意見を書面でもらうこととされている。

WGでの議論のポイント①

Q2: 元情報や他の個人情報等と容易に照合できないか？

①特定の個人を識別できない「匿名情報」であっても、元の情報や他の個人情報と容易に照合できる場合であれば、当該「匿名情報」自体が個人情報に該当すると考えられるが、その懸念を払拭できないか。

→「匿名情報」について、元の情報や他の個人情報等と容易に照合できないものとする事について、適用する匿名化技術の別による整理は可能か。

→「匿名情報」について、元の情報や他の情報等と容易に照合しないよう、その取扱いに関する規律を検討すべきではないか。(連結可能匿名化(対応表)の取扱いを含む。)

(参考)

✓経済産業省 ガイドライン Q14では、「他の取扱部門のデータベースへのアクセスが規程上・運用上厳格に禁止されている場合であっても、双方の取扱部門を統括すべき立場の者等が双方のデータベースにアクセス可能な場合は、当該事業者にとって「容易に照合することができる」状態にあると考えられます。ただし、経営者、データベースのシステム担当者などを含め社内の誰もが規程上・運用上、双方のデータベースへのアクセスを厳格に禁止されている状態であれば、「容易に照合することができ」とはいえないものと考えられます。」とされている。

Q3: 匿名情報を提供した第三者において特定の個人を再識別化されることはないのか？

①特定の個人を識別できない「匿名情報」を提供した第三者において、特定の個人が再識別化される場合があると考えられるが、その懸念を払拭できないか。

→「匿名情報」について、提供先においても特定の個人を再識別化できないものとする事について、提供元で適用する匿名化技術の別により整理は可能か。

→「匿名情報」について、提供先において特定の個人を再識別化しないよう、提供元や提供先において、その取扱いに関する規律を検討すべきではないか。

WGでの議論のポイント②

Q4: 公表した場合に、個人を再識別化されることはないのか？

①匿名情報について、特定の第三者に提供する場合と一般に公開する場合とでは、特定の個人の再識別化のリスクは大きく異なると考えられることから、この取扱いの違いを整理すべきではないか。

→「匿名情報」を一般に公開する場合について、匿名化技術の別による整理が可能か。

→「匿名情報」を一般に公開する場合について、その取扱いに関する規律を検討すべきではないか。